

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 31 日

関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0831第3号
令和2年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第304号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和2年10月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和2年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 65点
- ロ 小白歯・前歯 41点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33点
- ロ 小白歯・前歯 21点

(ファイバーポスト)

- 1本につき 69点

M005 装着

1 歯冠修復物(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料

12点

(3) 歯科用合着・接着材料

4点

2 仮着(1歯につき)

4点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料

12点

(3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン

4点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 11点
- ロ 複雑なもの 29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 10点
- b 複雑なもの 26点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 9点
- b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 4点
- ロ 複雑なもの 11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 4点
- b 複雑なもの 10点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 4点
- b 複雑なもの 10点

3 歯科充填用材料 2点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

- 複雑なもの 701点

(2) 4分の3冠

876点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

- a 単純なもの 294点
- b 複雑なもの 545点

ロ 5分の4冠

685点

ハ 全部金属冠

862点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

- a 単純なもの 200点
- b 複雑なもの 399点

ロ 4分の3冠

492点

ハ 5分の4冠

492点

ニ 全部金属冠

617点

4 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー	
a 単純なもの	19点
b 複雑なもの	33点
ロ 5分の4冠	42点
ハ 全部金属冠	52点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	12点
b 複雑なもの	24点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	30点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	30点
ニ 全部金属冠	38点
5 純チタン2種	66点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	769点
2 銀合金を用いた場合	84点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29点
(2) 複雑なもの	40点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183点
M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)	
1 CAD/CAM冠用材料()	228点
2 CAD/CAM冠用材料()	254点
3 CAD/CAM冠用材料()	442点
4 CAD/CAM冠用材料()	576点
注 CAD/CAM冠用材料()を小臼歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料()により算定する。	
M016 乳歯冠(1歯につき)	
1 乳歯金属冠	30点
2 その他の場合	
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1歯につき	2点
M016-3 既製金属冠(1歯につき)	29点
M017 ポンティック(1歯につき)	
1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	993点
ロ 小臼歯	748点
(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	42点
2 レジン前装金属ポンティック	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	597 点
ロ 小臼歯	748 点
ハ 大臼歯	993 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	54 点
ロ 小臼歯	54 点
ハ 大臼歯	54 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	969 点
ロ 犬歯・小臼歯	789 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	789 点
ロ 犬歯・小臼歯	606 点
ハ 前歯（切歯）	466 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	794 点
ロ 犬歯・小臼歯	621 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	545 点
ロ 犬歯・小臼歯	474 点
ハ 前歯（切歯）	440 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	489 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	378 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場	

合

- | | |
|------------|-------|
| (1) 前歯 | 220 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 237 点 |
| (3) 大白歯 | 272 点 |

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- | | |
|------------|------|
| (1) 前歯 | 46 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 46 点 |
| (3) 大白歯 | 46 点 |

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | 1,273 点 |
| (2) 鑄造用コバルトクロム合金 | 18 点 |

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 39 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顎につき）

- | | |
|---------|-------|
| 1 シリコン系 | 168 点 |
| 2 アクリル系 | 100 点 |

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（令和2年5月29日保医発0529第4号）

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 (略) 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>294</u> 点 b 複雑なもの <u>545</u> 点 ロ 5分の4冠 <u>685</u> 点 ハ 全部金属冠 <u>862</u> 点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>200</u> 点 b 複雑なもの <u>399</u> 点 ロ 4分の3冠 <u>492</u> 点 ハ 5分の4冠 <u>492</u> 点 ニ 全部金属冠 <u>617</u> 点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 <u>769</u> 点 2 (略) M015～M016-3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 (略) 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 320点 b 複雑なもの 592点 ロ 5分の4冠 745点 ハ 全部金属冠 937点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 218点 b 複雑なもの 433点 ロ 4分の3冠 535点 ハ 5分の4冠 535点 ニ 全部金属冠 671点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 835点 2 (略) M015～M016-3 (略)

<p>M017 ポンティック（1歯につき）</p> <p>1 鋳造ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>イ 大白歯 <u>993</u>点</p> <p>ロ 小白歯 <u>748</u>点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 レジン前装金属ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合</p> <p>イ 前歯 <u>597</u>点</p> <p>ロ 小白歯 <u>748</u>点</p> <p>ハ 大白歯 <u>993</u>点</p> <p>(2) (略)</p>	<p>M017 ポンティック（1歯につき）</p> <p>1 鋳造ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>イ 大白歯 1,079点</p> <p>ロ 小白歯 812点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 レジン前装金属ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合</p> <p>イ 前歯 648点</p> <p>ロ 小白歯 812点</p> <p>ハ 大白歯 1,079点</p> <p>(2) (略)</p>
<p>M017-2～M019 (略)</p>	<p>M017-2～M019 (略)</p>
<p>M020 鋳造鉤（1個につき）</p> <p>1 14カラット金合金</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>(1) 双子鉤</p> <p>イ 大・小白歯 <u>794</u>点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 <u>621</u>点</p> <p>(2) 二腕鉤（レストつき）</p> <p>イ 大白歯 <u>545</u>点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 <u>474</u>点</p> <p>ハ 前歯（切歯） <u>440</u>点</p> <p>3 (略)</p>	<p>M020 鋳造鉤（1個につき）</p> <p>1 14カラット金合金</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>(1) 双子鉤</p> <p>イ 大・小白歯 862点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 675点</p> <p>(2) 二腕鉤（レストつき）</p> <p>イ 大白歯 592点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 515点</p> <p>ハ 前歯（切歯） 478点</p> <p>3 (略)</p>
<p>M021 (略)</p>	<p>M021 (略)</p>
<p>M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）</p> <p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>220</u>点</p>	<p>M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）</p> <p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 239点</p>

(2) 犬歯・小臼歯	237 点	(2) 犬歯・小臼歯	257 点
(3) 大臼歯	272 点	(3) 大臼歯	296 点
2 (略)		2 (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,273 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,383 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	